

4. 教育課程実施に関する細則

第1章 授業

(授業及び時間割)

第1条 授業はすべて教育課程に基づいて実施する。

第2条 授業は教育課程表に基づき編成された授業時間割に従って実施する。ただし、授業科目によっては、授業時間割外に集中的に授業を実施し、又は休業日に授業を実施することができる。

第3条 時間割は教育課程に基づき、学期毎に編成する。

第4条 授業時間割等を変更しようとするときは教務委員会の審議を得なければならない。

第5条 授業時間は次のとおり定める。

第1限 9時10分～ 10時40分

第2限 10時50分～ 12時20分

第3限 13時10分～ 14時40分

第4限 14時50分～ 16時20分

第5限 16時30分～ 18時00分

2 授業時間の終始はチャイムで合図する。

第2章 試験・単位の認定

(定期試験)

第6条 定期試験は、学年を前期、後期の2期に分け、各学期末に実施することを原則とし、試験科目、日時、時間割その他必要な事項は、試験実施1週間前に公示する。なお、前期前半第1クォーター、後期前半第3クォーターで終了する科目については、それぞれ別途定める。

第7条 次の各号の一に該当する者は受験資格を失う。

(1) 欠席時数が当該科目の授業時数の3分の1を超えた者

(2) 学納金の未納者。原則として、定期試験開始前までに学納金を完納していない者には受験資格が与えられない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者はこの限りではない。

(3) 授業科目担当者より履修の承認を受けていない者

(成績評価)

第8条 成績評価は、秀・優・良・可・不可・放棄をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可・放棄を不合格とする。また、定期試験を受けず、かつ追試験願を提出しなかった場合は放棄とする。不合格となった科目については単位が認定されない。

第9条 授業科目によっては、単位が認定されなかった場合、次学期以降開講する関連授業科目の履修を認めないことがある。

(追試験・再試験)

第10条 病気、事故その他やむを得ない事由により定期試験に欠席した者は、直ちに事由を具して教務部に願い出、許可を得て追試験を受けることができる。

第11条 成績判定の結果、不可と認定された科目については再試験の機会を設けることがある。その実施方法は別に定める。

第12条 追試験・再試験は、いずれも事前に指定された日時・場所において受けなければならない。

第13条 再試験の成績評価は可または不可とする。

第14条 追試験に代わるレポート等は、指定の期日までに提出しなければならない。期日に遅れた場合は受理されないことがある。

第15条 追試験・再試験を受けようとする者は、教務部より願出書類の交付を受け、指定の期日までに提出しなければならない。

第3章 履修登録

第16条 学生は、教育課程表及び授業時間割に従って、所属する学科及び年次の授業科目を履修しなければならない。

第17条 学生は、定められた期間内に Web 上で履修登録を行う。また、Web 上で登録科目を確認し、必要に応じて修正するものとする。

第18条 他学科の授業科目を履修しようとする時は、所定の「履修願」により当該科目の担当教員の承認を得て、履修しなければならない。

第19条 履修希望者が少数の場合、開講しない授業科目もある。

第4章 成績通知書

第20条 教務部は、別に定める成績通知書に修得単位数、成績評価その他の必要事項を記載し、次学期の始めまでに学生に通知する。ただし、最終学期にあつては、卒業証書・学位記授与式までに通知するものとする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。